平成２８年（フ）第１０４号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺15番10号（エステートピアソレイユ103）
破産者　平内　和也
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１１９号
千葉県松戸市西馬橋相川町176番地の２　ハイツクレイン204号
破産者　須田己知子
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２４７号
千葉県柏市根戸469番地の７
破産者　倉持　佳幸
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４３４号
千葉県松戸市新松戸１丁目321番地の２　パインクレスト103号、開始決定時の住所千葉県松戸市新松戸１丁目130番地の２　ジュネパレス新松戸第27―102号
破産者　小川　　翔
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４９８号
千葉県柏市豊住３丁目14番５号　ゼフィランサス新柏201号
破産者　鈴木　雅昭
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５３３９号
大阪府東大阪市今米１丁目９番６号
破産者　ＲＩＶＥＲ　ＦＩＥＬＤ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６０号
大阪市東成区大今里南２丁目12番17号
破産者　株式会社山市建築企画事務所
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５１５号
大阪市西淀川区佃５丁目５―11、商業登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区竹島２丁目３番38号
破産者　株式会社イハラ工業所
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９号
岩手県一関市室根町折壁字天王前８番地の３
破産者　有限会社金森材木店
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１２３号
千葉県白井市復192番地の３
破産者　株式会社マシェリ
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１２４号
千葉県白井市復192番地の３
破産者　江口　良和
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１７６号
千葉県四街道市大日103番地１
破産者　木川　義朗
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１４２９２号
愛知県名古屋市中区丸の内１丁目５番５号
破産者　株式会社銀座伊勢由
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３６号
東京都八王子市小宮町1165番地２東亜建設第３ビル601号
破産者　清水　洋子
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８２０号
東京都多摩市永山４丁目４番地16―103
破産者　ジャパンフィールドコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８２１号
東京都多摩市永山４丁目４番地16―103
破産者　釘嶋　鐵男
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４９８号
横浜市中区山下町１番地シルクセンター国際貿易観光会館内
破産者　東神工芸株式会社
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６６０号
横浜市鶴見区馬場２丁目33番37号
破産者　有限会社出口興業所
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８５６号
神奈川県綾瀬市寺尾中４丁目20番１号
破産者　ユーロ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５２号
岐阜県各務原市蘇原月丘町１丁目１番地の１
破産者　有限会社エムテック
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７６号
鳥取県鳥取市青葉町２丁目204番地３、旧本店所在地鳥取県鳥取市商栄町115番地６
破産者　有限会社三田料理研究所
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部